

こども医療費 平成29年10月から

窓口払いが不要となる対象機関の範囲を拡充します

こども医療費窓口払い廃止 指定医療機関 春日部市

平成29年10月1日受診分から、柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師の施術（保険診療分を対象）を受ける場合、市内の指定する施術所であれば、窓口での一部負担金の支払いが原則不要になります。

窓口での一部負担金の支払いが不要な施術所には、ステッカーが掲示されています。

- ※「保険証」と「こども医療費受給者証」の提示が必要です。
- ※同月内の同一施術所の一部負担金の支払いが21,000円未満の場合に限ります。
- ※鍼・灸・あん摩マッサージ師の施術については医師の同意書が必要となります。

ひとり親家庭等医療費 平成30年1月から

窓口払いが不要になります

窓口払不要

こども医療費
ひとり親家庭等医療費
指定医療機関



春日部市

平成30年1月1日受診分から、市内の指定医療機関・施術所で受診する場合、窓口での一部負担金の支払いが原則不要になります。

窓口での一部負担金の支払いが不要な医療機関・施術所には、ステッカーが掲示されています。

- ※平成30年1月から、こども医療費、ひとり親家庭等医療費共通のステッカーに変更となります。
- ※「保険証」と「ひとり親家庭等医療費受給者証」の提示が必要です。
- ※同月内の同一医療機関・施術所への一部負担金の支払いが21,000円未満の場合に限ります。
- ※鍼・灸・あん摩マッサージ師の施術については医師の同意書が必要となります。

お知らせ 取扱いの変更について

平成30年1月1日から「ひとり親家庭等医療費」の取扱いを一部変更します。

① 受給者証が一人1枚となります

これまで、ひと家庭に1枚の受給者証をお渡ししていましたが、平成30年1月からは対象者ごとに受給者証を作成いたします。
※ひとり親家庭等医療費助成制度の認定を受けている方（支給停止者を含む）で、平成29年10月31日までに、ひとり親家庭等医療費の認定書、または児童扶養手当の認定書を出した方のうち、所得制限範囲内の方については、12月までに郵送にて「ひとり親家庭等医療費受給者証」（黄・ピンク色）を送付します。

② 対象者の区分が変わります

「ひとり親家庭等医療費助成制度」対象の15歳に到達した最初の3月31日までのお子様については、平成29年12月31日までに「こども医療費助成制度」を利用しますが、平成30年1月1日からは「ひとり親家庭等医療費助成制度」を利用することになります。
※平成30年1月1日以降、「こども医療費受給者証」(ピンク色)は使用できませんので、子育て支援課にお返しください。
※世帯や所得の状況が変わり、ひとり親家庭等医療費助成制度が受けられなくなった場合には、15歳に到達した最初の3月31日までのお子様については、「こども医療費受給者証」(ピンク色)を送付しますので、引き続きこども医療費助成制度をご利用いただくことができます。

③ 自己負担金の廃止

市町村が課税されている受給者の方にご負担いただいていた自己負担金を、平成30年1月1日受診分から廃止します。
※平成29年12月31日までの期間については、入院1日につき1,200円、通院1日につき1,000円(医療機関ごとの自己負担金があります)。(国保の方は除く)

問合せ先

●春日部市役所 子育て支援課 給付担当
電話:048(736)1111 内線:2577-2579

●庄和総合支所 福祉課 福祉担当
電話:048(746)1111 内線:7044-7047